

令和元年7月1日
生徒指導部

令和元年度 県立兵庫高等学校 運動・文化部活動における活動方針

生徒がゆとりある生活を確保しつつ、楽しく安全な運動・文化部活動に取り組めるよう、次のとおり活動方針を定める。

原則として、生徒がゆとりある充実した高校生活を送り、自主的・自発的に部活動に取り組むことができるよう、年間を通した公式戦等の予定を踏まえ、週当たり2日（平日1日、土日等1日）の部活動休養日を設定する。
長期休業中も学期中に準ずるものとする。

※1 高体連・高野連・高文連主催の公式戦（総体・新人大会・選抜大会）やコンクール等の大会及び、公式戦直前の練習、週休日等に地域からの要請により行事や催し等に参加することや、運動部の応援として試合に同行すること等、やむを得ない事情により休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断の下、活動日を設定する。

その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定する。

なお、特別な事情により4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に休養日を設定する。

※2 前記※1の場合においても、週当たり1日の休養日を必ず確保する。
また、週当たりの活動時間は、16時間を超えないようにする。

※3 部活動顧問は、高校生活が学びの場となるよう、公式戦等の予定を踏まえ年間を通した活動計画を策定し、校長に提出する。